

議案第13号

加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のと
おり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

加西市立幼稚園型一時預かり事業の実施に関する条例（平成 26 年加西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表中「500 円」を「300 円」に、「900 円」を「600 円」に、「1,100 円」を「800 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、施行日以後の利用に適用し、施行日前までの利用については、なお従前の例による。

(審議資料)

平成 28 年 4 月から幼稚園、保育所、幼児園及びこども園の保育料について、一部無料化を実施することに伴い、教育利用と保育利用の負担額の均衡を図る必要があるため、教育利用にかかる一時預かり料金について料金改定を行うもの。

【概 要】

(1 人当たり日額)

区分	教育時間終了後	長期休業期間中
幼稚園	500 円(前)→300 円(後)	900 円(前)→600 円(後)
幼児園、認定こども園	500 円(前)→300 円(後)	1,100 円(前)→800 円(後)